

前回の御指摘を踏まえた事務局提出資料

自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン

第3 関係者が守るべき事項

(2) 契約条件の文書明示及びその保存

イ 契約条件の文書明示

注文者は、自営型テレワーカーと自営型テレワークの契約を締結するときには、自営型テレワーカーと協議の上、自営型テレワーカーに対して、次の①から⑫までの事項を明らかにした文書を交付すること。

また、契約期間が一定期間継続し、受発注が繰り返されるような場合、各回の受発注に共通する事項を包括的な契約とし、納期等各回の個別の事項をその都度の契約内容として、それぞれ明示することも可能であること。

①～⑨(略)

⑩ 成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合等の取扱い(補修が求められる場合の取扱い等)

⑪～⑫(略)

(3) 契約条件の適正化

イ 契約条件明示に当たって留意すべき事項

⑦ 成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合等の取扱い(補修が求められる場合の取扱い等)((2)のイの⑩)

成果物に瑕疵がある等成果物又は役務の提供が不完全であった場合やその納入又は提供が遅れた場合等、自営型テレワーカーの責任により、契約書に定めた内容が履行されなかった場合には、注文者は自営型テレワーカーに成果物の完全履行のため補修を求めることや、生じた損害の賠償の請求をすることがあり得るので、その場合の取扱いについて自営型テレワーカーの責任を含めあらかじめ明確にしておくこと。

ロ～ニ(略)

ホ 成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合等の取扱い

成果物に瑕疵がある等成果物や役務の提供が不完全であったこと、その納入又は提供が遅れたこと等により損害が生じた場合に、(2)のイに基づきあらかじめ契約書において自営型テレワーカーが負担すると決めている範囲を超えて責任を負わせないようにすること。

業務委託契約書の参考例(「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」パンフレットより)

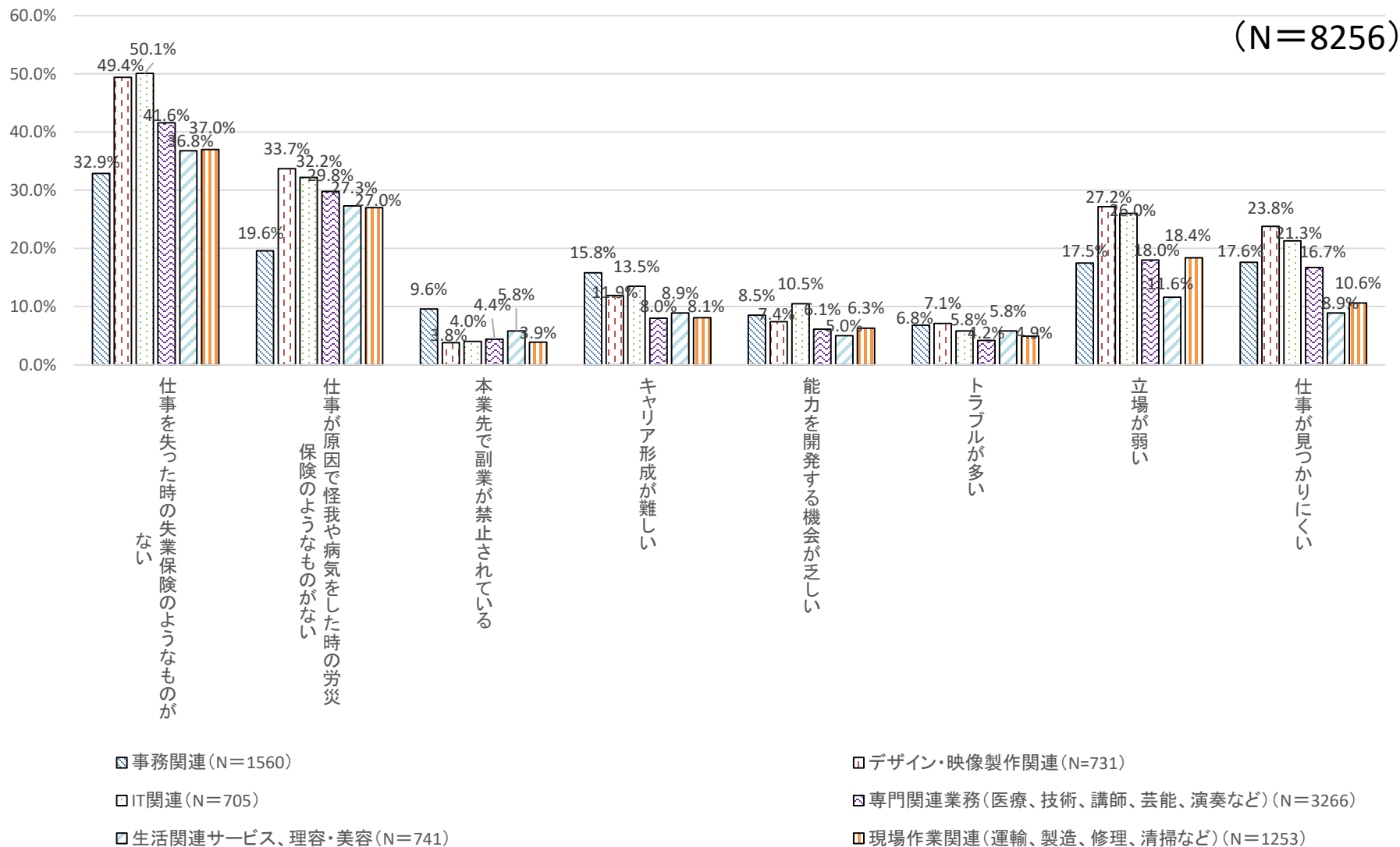
(損害賠償)

第15条 甲又は乙は、相手方に対して、自己の責に帰すべき事由により、本契約又は個別契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該損害を賠償する。

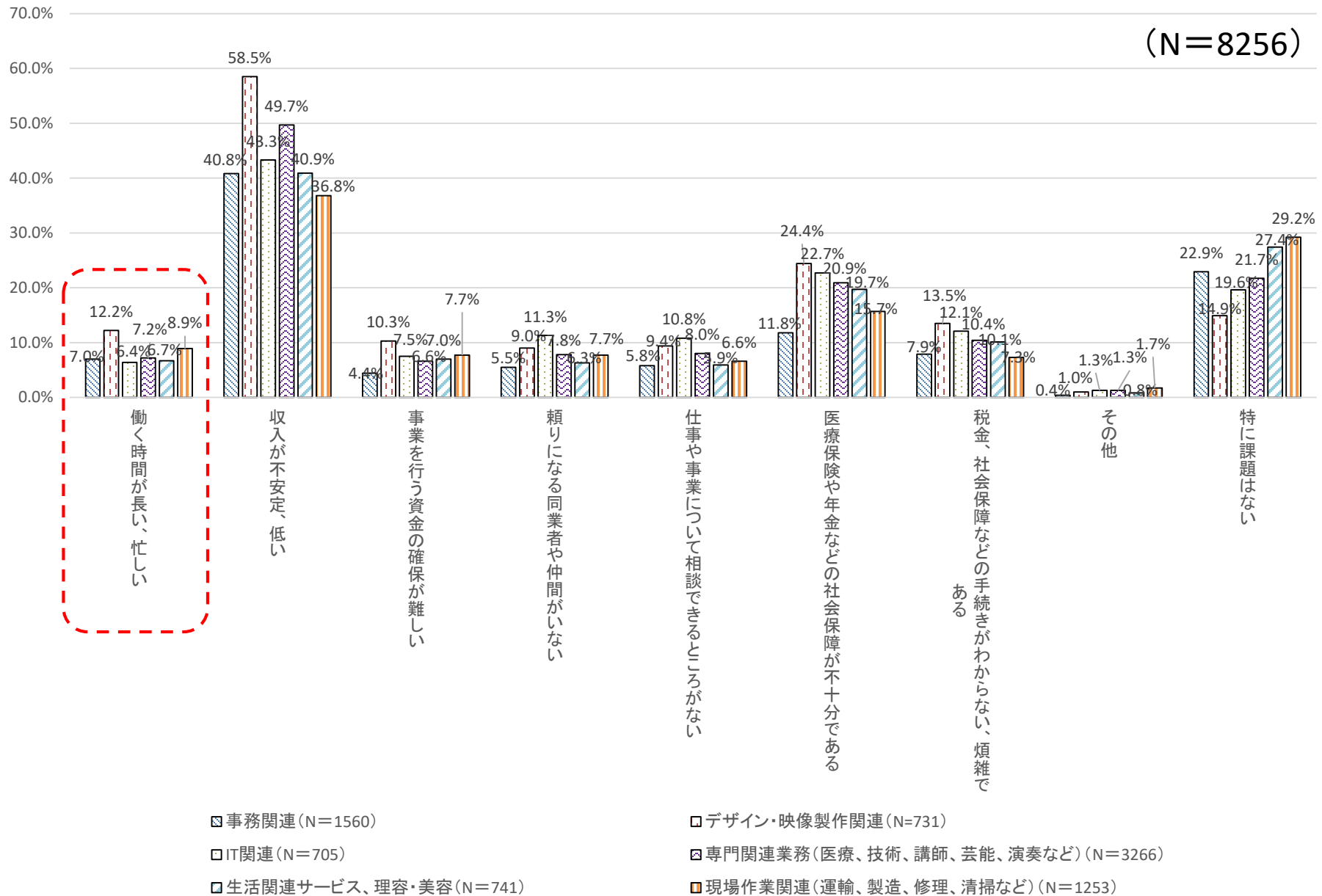
2 前項に定める損害は、当該違反による直接かつ現実に被った損害に限る。

独立自営業者を続ける上での問題点(複数回答)(主な仕事内容別)

- 独立自営業者を続ける上での問題点(複数回答)について、主な仕事内容別にみたもの。
- 「働く時間が長い、忙しい」との回答の割合は、「デザイン・映像製作関連」が他の類型に比べると、やや高くなっている。
- 「デザイン・映像制作関連」は、他の類型と比べると、「特に課題はない」との回答の割合が低く、他の選択肢については全体的に割合が高めとなっている。



独立自営業者を続ける上での問題点(複数回答)(主な仕事内容別)



家内労働者等における労災保険特別加入状況

(平成30年7月末日現在)

作業内容	加入団体数		加入者数		保険料負担者別の内訳 (数値は家内労働者数について記載)				
					委託者		自治体		家内労働者等
	(団体)	(%)	(人)	(%)	全額負担	一部負担	全額補助	一部補助	全額負担
(イ) プレス、シャー、旋盤又はフライス盤等を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工	28	58.3%	177	54.1%	3	13	0	36	125
(ロ) 研削盤を使用して行う研削の作業等を伴う、金属製洋食器、刃物、パルプ又はコックの製造又は加工	6	12.5%	36	11.0%	12	0	0	0	24
(ハ) 有機溶剤等を用いて行う皮製等の履物、靴若しくはグラブ等又は木製の漆器の製造又は加工	4	8.3%	48	14.7%	0	0	0	25	23
(ニ) 粉じん作業又は鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業等を伴う、陶磁器の製造	1	2.1%	2	0.6%	0	2	0	0	0
(ホ) 動力により駆動される合糸機、燃糸機又は織機を使用して行う作業	9	18.8%	64	19.6%	13	0	0	0	51
(ヘ) 木工機械を使用して行う仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又加工	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0
計	48	100.0%	327	100.0%	28	15	0	61	223